

保護者の皆さまへ

枚方市人権政策室課長

「いじめ手紙相談」用紙の児童・生徒への配付について（お知らせ）

市では、いじめを市全体の問題としてとらえ、市長部局（人権政策室内）に、いじめ相談窓口を本年7月から開設し、電話・ファクス・メール・面談による相談を受け付けております。

この度、これらの相談方法に加え、児童・生徒から直接相談していただきやすいよう、「いじめ手紙相談」を開始いたします。相談をお受けするにあたり、下記のとおり、児童・生徒の皆さんに「いじめ手紙相談」用紙を配付しましたので、お知らせします。

いただいたご相談に対しては、本人の気持ちや考えを尊重しながら、相談員等と一緒に解決策を考えてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 児童・生徒への配付物

A3サイズの「いじめ手紙相談」用紙に悩みの内容を記入し、切り取ってポストに投函いただくと、人権政策室に届きます。

（切手は不要です。）

2. 配付時期等

学期に1回、全児童・生徒に配付

3. 参考

○いじめ相談窓口

専用電話 072-841-1656

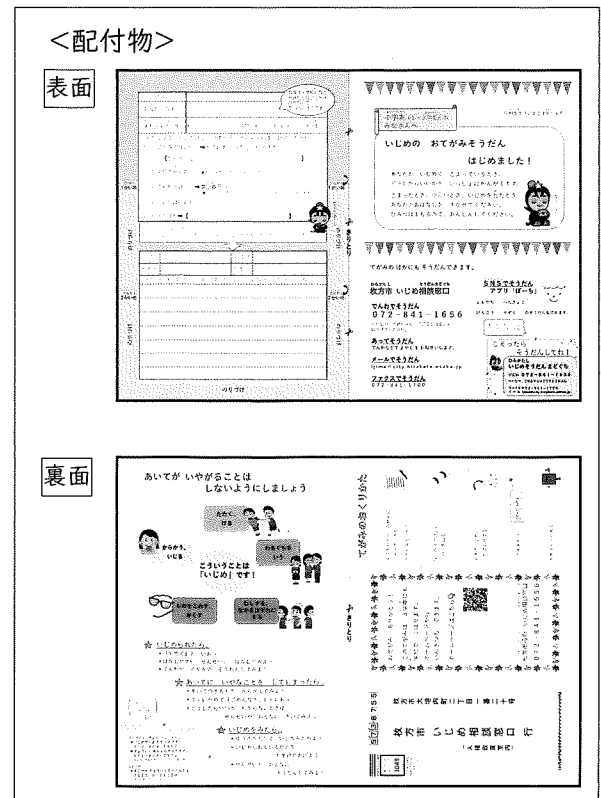
平日午前9時～午後5時30分

F A X 072-841-1700

Eメール ijime@city.hirakata.osaka.jp

※面接相談をご希望の方は、事前に電話、

FAX、Eメールにてお問合せください。



<お問合せ> 枚方市 人権政策室

電話：072-841-1259

FAX：072-841-1700